



せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

11 月は「過労死等防止啓発月間」

～ 月間中に過重労働解消キャンペーンを実施します～

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



平成 26 年に施行された「過労死等防止対策推進法」は毎年 11 月を過労死等防止啓発月間と定めています。厚生労働省はこの月間に合わせて全国 48 会場で過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として過重労働や賃金不払残業の撲滅に向けた重点的な監督指導、過重労働解消相談ダイヤルなどに取組みます。

< 月間中の主な取組み >

1 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

県内では、11 月 13 日(火) 14:00 から、エル・パーク仙台(仙台市青葉区一番町)で開催します。参加費無料、どなたでもご参加いただけます。申込み方法等は当署にお問い合わせください。

2 過重労働解消キャンペーン

(1) 重点監督の実施

宮城労働局は、8 月 29 日に、昨年度 1 年間に県内の労働基準監督署が長時間労働の疑われる事業場に対して実施した監督指導の結果を公表しました。これによれば、実施 389 事業場の約 77% で労働法

令違反が、その内 187 事業場(全体の約 48%)で違法な時間外労働が認められています。当署実施分では、37 事業場中約 86% で法令違反を認め、19 事業場(全体の約 51%)で違法な時間外労働を認めています。また、9 事業場で月 100 時間を超える時間外労働を認め、時間外労働の削減などを指導しています。違法な時間外労働などをなくすため労働時間管理の徹底をお願いします。

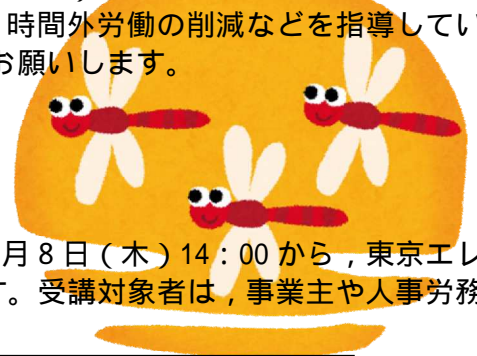
(2) 無料電話相談の実施

日時：11 月 4 日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル：0120-794-713(なくしましろう 長い残業)

(3) 過重労働解消のためのセミナーの開催

9 月から 11 月まで全国各都道府県で開催中です。県内では、11 月 8 日(木) 14:00 から、東京エレクトロンホール宮城(仙台市青葉区国分町)で 2 回目を開催します。受講対象者は、事業主や人事労務担当者などです。お申し込み方法等は当署にお問合せください。



死亡災害防止に向けた取組みの強化について(緊急要請)

県内の労働災害による死亡者数は 9 月 20 日時点で前年同期の 2 倍(18 人)となり、既に昨年 1 年間の死亡者数(17 人)を超えました。また、休業 4 日以上之死傷者数も 8 月末時点で 14.7% 増の 1,572 人となっています。このため、10 月 5 日付けで、宮城労働局長が関係団体あてに「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行っています。(要請の内容は宮城労働局ホームページをご覧ください)各事業場におきましても労働災害防止の取組強化をお願いします。なお、当署管内では 3 人が亡くなっていますが、このうち 2 人が交通事故によって被災しているうえ、管外事業場の労働者が管内を自動車移動中に交通事故で亡くなる死亡災害も発生しています。これから日照時間が短くなり、さらに、路面凍結や降雪などの交通事故発生リスクが高まることから、当り前のことではありますが、早めのライト点灯や冬用タイヤの装着など交通労働災害防止の取組みも併せてお願いします。

労働災害発生状況(平成 30 年 9 月末日現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	平成 30 年	前年同期	平成 30 年	前年同期
休業 4 日以上	107 人	108 人	1,767 人	1,557 人
死亡	3 人	1 人	20 人	10 人

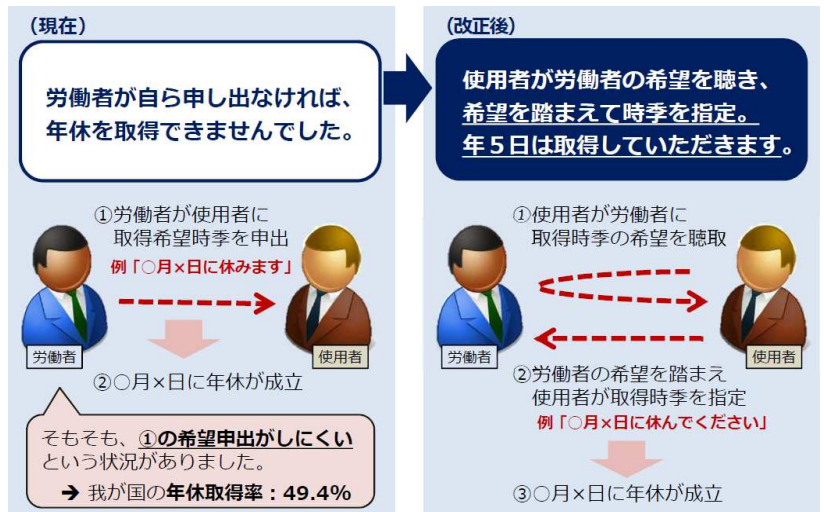
11 月は「テレワーク月間」。テレワークは、ICT を活用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

<シリーズ「働き方改革関連法の概要」>

～その3 年次有給休暇の取得を企業に義務づけ～

年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に付与することが義務づけられていますが、今回の改正により、年次有給休暇の日数が10日以上労働者に対しては、そのうちの5日は使用者が労働者ごとにその時季を指定して与えなければならないことになりました。

時季指定の方法は、例えば、年度当初に労働者に意見を聴いた上で取得計画表を作成することなどが考えられています。ただし、労働者の時季指定又は計画的付与制度により年次有給休暇を与えた場合は、当該与えた日数分は使用者による時季指定は不要とされています。なお、法定の基準日より前倒しして与えている年次有給休暇については場合分けして取扱が定められています。また、年次有給休暇管理簿の作成保存が義務づけられました。改正法の施行は来年4月1日です。



産業保健セミナーを開催します！

～産業医・産業保健制度が強化されます～

- 1 日時：平成30年11月6日（火）
- 2 場所：エポカ21
- 3 内容

働き方改革を踏まえた労働衛生管理
ストレスチェック制度の活用によるメンタルヘルス対策
治療と仕事の両立支援の進め方 など

本セミナーは、当署と宮城産業保健総合支援センターが共催します。当署担当官による説明のほか、支援センター専門講師による講演を予定しています。この機会に是非ご参加ください。

お申し込みお問合せは当署まで。

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者（アルバイトやパートタイム労働者を含む）を雇用する場合には労働保険に加入する義務があります。労働保険の加入手続きを行っていない事業主の方は、速やかに、当署又は最寄りのハローワークにご相談ください。加入手続きは労働保険事務組合への委託や社会保険労務士への依頼により行うこともできます。

【あしがき】

暑かった今年の夏もいつの間にか過ぎ去り、もうストーブの季節となりました。空を見上げれば渡り鳥の姿、今年も冬の使者がやってきました。昨シーズンは積雪凍結による転倒災害が多発しました。また、管内では交通事故による死亡災害が目立っています。冬路には十分気をつけて下さい。<せみね監督署だよりは宮城労働局ホームページに掲載（監督署からのお知らせ 瀬峰監督署）>

職場のパワハラ 対策の第一歩は、
トップからのメッセージです。



同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の正当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。

職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします。

当署内に設置されている「瀬峰総合労働相談コーナー」にご相談ください。